

令和8年度 建築業関係講習会・検定・試験の案内送付希望申込書

※ 案内の送付を希望するものに○印を記入し、組合事務所にFAX送信またはご持参ください。

※ 組合員以外の方も申し込み出来ますが、別途事務手数料をいただきます。

氏名		支部名	
住所		電話番号 FAX番号	

	名称	内容	主催	実施時期	案内希望 ○印
1	丸のこ等取扱い作業従事者教育	丸のこを使用する作業の従事者に受けさせることを厚生労働省が事業者に勧奨している教育	浜松 建築業組合	未定	
2	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	高所作業においてフルハーネス型安全帯を着用する作業の従事者に受けさせることが事業者に義務付けられている教育		未定	
3	石綿取扱い作業従事者特別教育	石綿が使用されている建築物の解体・改修工事を行う作業の従事者に受けさせることが事業者義務付けられている教育		未定	
4	足場の組立て等の業務に係る特別教育	足場の組立・解体・変更の作業の従事者に受けさせることが事業者義務付けられている教育		未定	
5	建築CAD(基礎) ※夜間講習	JW-CADの操作方法の講習	浜松 技術専門校	5,7,10,1月頃	
6	玉掛け技能講習 (18歳以上)	つり上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛け作業を行うのに必要な資格が取得できる講習	労働基準協会 ・建災防	4月～3月	
7	小型移動式クレーン運転技能講習	吊り上げ加重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転を行うのに必要な資格が取得できる講習	労働基準協会 ・建災防	5,7,11,1月頃	
8	フォークリフト運転技能講習	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転を行うのに必要な資格が取得できる講習	労働基準協会	4月～1月	
9	高所作業車運転技能講習	作業床高さ10m以上の高所作業車の運転を行うのに必要な資格が取得できる講習	建災防	5,8,11月頃	
10	足場の組立等作業主任者技能講習 (実務経験3年以上)	つり足場、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立・解体・変更の作業を行う場合に選任することが事業者義務付けられている作業主任者の資格が取得できる講習	建設業協会	7,8月頃	
11	足場の組立等作業主任者能力向上教育 (主任者講習を修了した者)	足場の組立等作業主任者に対して、概ね5年ごとに実施することが厚生労働省から努力義務とされている教育	未定	未定	
12	木造建築物の組立等作業主任者講習会 (実務経験3年以上)	軒高5m以上の木造建築物の構造部分の組立て、屋根下地や外壁下地の取付け作業を行う場合に選任することが事業者義務付けられている作業主任者の資格が取得できる講習	建設業協会	8月頃	
13	木材加工用機械作業主任者技能講習 (実務経験3年以上)	木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かん盤、面取り盤及びルーター)を5台以上有する事業場では選任することが事業者義務付けられている作業主任者の資格が取得できる講習	浜松 技術専門校	10月頃	
14	石綿作業主任者技能講習	石綿を取り扱う作業を行う場合に選任することが事業者義務付けられている作業主任者の資格が取得できる講習	労働基準協会 ・建災防	10月頃	
15	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	コンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備の組立て、または解体の作業を行う場合に選任することが事業者義務付けられている作業主任者の資格が取得できる講習	建設業協会	8月頃	
16	職長・安全衛生責任者教育(建設業) (実務経験3年以上)	職長および安全衛生責任者となる者に対して行うことが事業者義務付けられている教育	労働基準協会 ・建災防	4月,11月頃	
17	職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業) (責任者教育を修了した者)	職長および安全衛生責任者に対して、概ね5年ごとに実施することが厚生労働省から努力義務とされている教育	建設業協会	6月頃	
18	木造耐震診断資格者講習 (建築士有資格者)	木造住宅の耐震診断を行うのに必要な資格が取得できる講習	建築防災協会	不定期開催	
19	静岡県地震被災建築物応急危険度判定士講習会 (建築士有資格者)	自治体の要請により、地震で被災した建築物について余震による倒壊などの危険性を応急的に判定する資格が取得できる講習	建築士会	不定期開催	
20	技能検定 1級 (実務経験のみは7年以上)	実技試験 学科試験	職業能力 開発協会	申込9月 試験1月 2月	
21	技能検定 2級 (実務経験のみは2年以上)	実技試験 学科試験	職業能力 開発協会	申込9月 試験1月 2月	
22	職業訓練指導員講習(48時間講習)	公共職業能力開発施設や認定職業訓練施設で訓練指導を行なうのに必要な職業訓練指導員免許が取得できる講習	職業能力 開発協会	7月末頃	
23	職業訓練指導員試験 (指導方法の学科試験のみ)	1級技能士および建築士の有資格者が職業訓練指導員の資格を取得する為の試験	静岡県	10月頃	